

○国立大学法人秋田大学男女共同参画推進専門委員会規程

(平成 17 年 2 月 9 日規則第 165 号)

改正 平成 28 年 3 月 9 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人秋田大学男女共同参画推進委員会規程(以下「規程」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づく秋田大学男女共同参画推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第 2 条 専門委員会は、規程第 2 条に規定する審議事項のうち、専門的事項を審議する。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 学長補佐(男女共同参画担当)
- (2) 国際資源学研究科長が推薦する当該研究科の教員 1 名
- (3) 教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該学部又は研究科の教員 各 2 名(うち女性 1 名)
- (4) 附属病院長が推薦する附属病院の教職員 2 名(うち女性 1 名)
- (5) 副理事(総務担当)
- (6) その他専門委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号から第 4 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 専門委員会に委員長を置き、学長補佐(男女共同参画担当)をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 専門委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年2月9日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第3条第2号に掲げる委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則(平成28年3月9日一部改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。